



大山町告示第 182 号

公募型プロポーザルの執行について

公募による企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案者を随意契約の相手方の候補とする手続き(公募型プロポーザル方式)を実施するので、次のとおり公告する。

令和 5 年 11 月 8 日

大山町長 竹口 大紀



1 事業の概要

(1) 事業名

大山町学校給食調理等業務委託事業 (以下「本委託事業」という。)

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 3 年間

(4) 予算上限額

令和 6 年度から令和 8 年度

238,353,000 円 (取引に係る消費税及び地方消費税含む)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、上記の予算上限額を超えてはならない。

2 参加資格

(1) 参加者の資格要件

このプロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ア 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

イ 運営実績又は受託実績が、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 小学校又は中学校を対象とした給食調理業務の受託の実績を 3 年以上有していること。

(イ) 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理業務の実績を 5 年以上有していること。

ウ 鳥取県内に本社、支社、営業所又は事業所を有し、又は委託業務の開始の日まで

に有する見込みがあること。

(2) 参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、このプロポーザルに参加することができない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 大山町の競争入札における指名停止措置を受けている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り。)を受けた場合は、この限りでない。

エ 国税及び地方税を滞納している者

オ 過去3年以内に、保育所等、又は学校を対象とした給食調理業務において食品衛生法(昭和22年法律第233号)の営業停止処分を受けた者

カ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加資格審査申請書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までの間にこのプロポーザルに参加する者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

3 プロポーザル手続等

(1) 実施要領、仕様書及び様式等(以下「実施要領等」という。)の交付場所及び入手方法
実施要領等は、大山町ホームページからダウンロードすることができる。

(大山町ホームページ <https://www.daisen.jp/>)

(2) 参加の申込み

このプロポーザルに参加しようとする者は、次により申込みをすること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)

(イ) (ア)に掲げる書類の様式に記載する添付書類

(ウ) 誓約書

※提出書類の様式については、実施要領等に記載

イ 受付期間

令和5年11月20日(月)から令和5年11月27日(月) 午後3時まで

ウ 提出先

下記7問合せ先

エ 提出方法

持参又は郵送すること。

(3) 提案の受付

(2)による申込みをした者のうち参加資格を有すると認められた者は、次により提案をすることができる。

ア 提出書類

(ア) 提案書

(イ) 見積書

※提出書類の様式については、実施要領等に記載

イ 受付期間

令和5年12月8日(金)から令和5年12月15日(金) 午後3時まで

ウ 提出先

上記(2)ウの場所

エ 提出方法

持参又は郵送すること。

4 審査

(1) 審査の方法

大山町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)による審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)を行う。

(2) 最優秀提案者の選定

審査委員会において、評価基準の得点結果により、このプロポーザルに参加した者全員に対して順位付けを行い、最も順位が高い者を最優秀提案者として選定する。

(3) 審査結果の通知

このプロポーザルに参加した者全員に対して文書で通知する。

5 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として委託契約の締結について交渉を行う。当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に委託契約の締結について交渉を行う。

6 その他

このプロポーザルについて、この公告に記載のないものは、実施要領等によるものとす

る。

7 問合せ先

〒689-3211

鳥取県西伯郡大山町御来屋 263 番地 1

大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課

電話 0859-54-5211

電子メール kyouiku@town.daisen.lg.jp